

# 東京医科歯科大学医学部附属病院コロナ外来診療センター規則

〔 令和 2 年 1 0 月 2 日 〕  
〔 規 則 第 1 0 3 号 〕

（趣旨）

第 1 条 東京医科歯科大学医学部附属病院コロナ外来診療センター（以下「コロナ外来診療センター」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成 1 6 年規則第 1 0 6 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 コロナ外来診療センターは、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、新型コロナウイルスに対応するため、先進技術を用いた検査、診断及び治療を実施することを目的とする。

（職員及び職務）

第 3 条 コロナ外来診療センターに、次の職員を置くことができる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

3 センター長は、病院長の命を受け、コロナ外来診療センターの管理運営に当たる。

4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

6 第 1 項第 3 号から第 5 号の職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第 4 条 センター長及び副センター長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

2 センター長及び副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び

副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

- 3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長に医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（雑則）

第5条 コロナ外来診療センターの運営等について、必要がある場合には、東京医科歯科大学医学部附属病院に置く病院運営検討委員会において審議する。

- 2 この規則に定めるもののほか、コロナ外来診療センターの業務の実施に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

（その他）

第6条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則（令和2年10月2日規則第103号）

この規則は、令和2年10月2日から施行し、令和2年9月17日から適用する。